

自然とのふれあいと健康増進や生きがいを得られる場を提供しながら、農地の維持と荒廃防止ができます。

# 所有している遊休農地を活かしませんか？

「農園利用方式」は農地の取得（売買・賃借）を必要としない、農地所有者と利用者の約束（契約）による農地利用で、利用者は所有者の指導・管理のもとで農作業を体験できます。

## 農地の所有者

高齢で農作業が難しい…  
後継者がいない…  
草刈りなど管理が大変…

## 家庭菜園希望者

家庭菜園をやってみたい！  
家族と畑を楽しみたい！  
健康のため農作業をしたい！



七ヶ浜町及び七ヶ浜町農業委員会では、遊休農地活用のマッチングや相談を行っています。



	農業者（所有者）	説明
開設手続き	農地の権利異動が無い場合、農地法の手続きはありません。	複数の方々を対象に利用条件を決めて募集します。
権利関係（土地）	農地の所有権等の異動がないため所有者にあります。	農地の所有、耕作権は所有者のままです。
権利関係（収穫物）	収穫物の権利は農地の所有者にあります。	但し、収穫物を利用者に差し上げることは違法ではありません
施設要件	トイレ・収納施設・休憩場所等の設置義務はありません。	農具の準備も必要はありません
開設者と利用者の関係	約束事は後で争いが起きないように農園利用契約書を作成しましょう。	対象農地・料金・期間・ルール等

七ヶ浜町産業課  
TEL022-357-7444

七ヶ浜町農業委員会  
TEL022-357-7444